

熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会規約（改正案）

（設置名称）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として~~本会の名称は~~、「熊本県北地域 災害に強い地域づくり協議会」（以下「協議会」）を設置とする。

（目的）

第2条 本協議会は、近年において、平成27年9月関東・東北豪雨などの大規模洪水が各地で多発していることを踏まえ、熊本県北地域の関係機関（市町、県、国等）が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、菊池川流域において洪水氾濫等が発生することを前提として、社会全体で常に災害に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第4条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2に掲げる職のある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 幹事会は、第2項によるもののほか、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（事務局）

第5条 本協議会の事務局を菊池川河川事務所に置く。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、水防災に関する取組を先進的に行い、水害をはじめとした災害対策全般にも適用できる減災対策を検討するため、次の各号に掲げる事項を実施する。
1 洪水浸水想定等の災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
2 円滑かつ迅速な避難、的確な防災活動及び災害に強い地域づくりを実施するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。
3 毎年、協議会を開催するなどして、取組方針に基づく対策の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行う。
4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に關し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第10条 本規約は、平成28年6月28日から施行する。
本規約は、平成30年4月25日から改正施行する。

別表 1

玉名市長
山鹿市長
菊池市長
熊本市長
荒尾市長
玉東町長
和水町長
南関町長
長洲町長

熊本県 危機管理防災課長
熊本県 河川課長
熊本県 県北広域本部長
熊本県 玉名地域振興局長
熊本県 鹿本地域振興局長
気象庁 熊本地方気象台長
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所長

別表 2

玉名市 防災安全課長
山鹿市 防災対策課長
菊池市 防災交通課長
熊本市 危機管理防災総室長
荒尾市 くらしいきいき課長
玉東町 総務課長
和水町 総務課長
南関町 総務課長
長洲町 総務課長

熊本県 危機管理防災課 審議員
熊本県 河川課 審議員
熊本県 県北広域本部 土木部長
熊本県 玉名地域振興局 土木部長
熊本県 鹿本地域振興局 土木部長
気象庁 熊本地方気象台 防災管理官
国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所 技術副所長

水防法（抜粋）

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 國土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の國土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。